

島根運輸支局庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部島根事務所  
自動車検査場 清掃業務仕様書〔令和7年度〕

1. 清掃の場所

松江市馬潟町43-3

島根運輸支局庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構

中国検査部島根事務所自動車検査場

2. 清掃業務の内容等

(1) 日常清掃

- ① 清掃指定の場所の床、低所壁面、備品類等を、掃く、拭く、除去の方法で美観の保持に努めること
- ② 作業基準、頻度は別紙のとおりとする

(2) 定期清掃

- ① 弾性系床(塩ビシート、ゴムシート、リノリウム)
  - ・床材の材質に合わせた洗浄剤、ワックスを使用して表面洗浄、ワックス塗布を行うこと
- ② 石材系床(磁器タイル)
  - ・床材の材質に合わせた洗浄剤、ワックスを使用して表面洗浄、ワックス塗布を行うこと
- ③ 繊維系床(OAフロア、カーペット)
  - ・床材の材質に合わせた洗浄剤を使用して表面洗浄(シャンプー)を行うこと
  - ・作業場所によっては、ウェット式、ドライ式を使い分けてクリーニングを行うこと
- ④ 作業基準、頻度は別紙のとおりとする

(3) ガラス清掃

- ① 高所は脚立、高所作業台など必要に応じて使用して行うこと
- ② 作業における安全管理を徹底すること
- ③ 作業基準、頻度は別紙のとおりとする

3. 特記事項

- ① 日常清掃において、清掃員を変更する場合は事前に監督職員に連絡するとともに、十分な引き継ぎを行うこと
- ② 日常清掃において、低所壁面の清掃等の指示を受けた場合はそれに従うこと
- ③ 定期清掃、ガラス清掃の実施日は協議により決定することとする
- ④ 災害防止対策を充分講ずること
- ⑤ 作業終了後別紙清掃確認表にて確認を受けること  
(確認表の様式、確認方法等は協議により変更可能とする)
- ⑥ 不完全と判定された場合には再度清掃を行うこと
- ⑦ 清掃用具、洗剤、WAXは請負業者において用意すること

⑧ トイレtpーパー、トイレの手洗い用石けんは発注者にて用意する

作業基準

	清掃箇所※別紙図面のとおり	面積	項目	作業内容	実施日		
日常清掃	庁舎1階トイレ 庁舎2階トイレ 検査場トイレ	38.98㎡	便器、洗面台の清掃	適正洗剤で洗浄する 便器周辺、洗面台周辺の拭き掃除をする 金属部分は乾拭きする	土・日・祝日・年末 年始を除く毎日 (年242回)		
			鏡の清掃	汚れ部分を水又は適正洗剤で拭いて汚れを除去し、乾拭きする			
			汚物処理	汚物入れの内容物を収集し、処分する			
			衛生用品の補充	トイレトーパー、石けん等を補充する			
			床の清掃	自在箒等による除塵及び1週間に1回は床の水拭きを行う 月1回床排水溝の洗浄を行う			
				低所壁面		汚れや水滴が付着している部分を拭き掃除をする	
			※作業時間: 作業開始時間は協議によって決定するが、1階は来客の少ない時間に行うものとする				
			定期清掃 (床面)	庁舎1階 男子更衣室、女子更衣室 印刷室、給湯室、廊下 庁舎2階 事務室、会議室、聴聞室 休憩室入り口、給湯室 便所、廊下、階段 検査場 検査官ボックス、休憩室 給湯室、脱衣室、廊下 便所		240.488㎡	床清掃
※カーペットを除く							
手すりの清掃	手すりをぞうきん等で拭く						
定期清掃 (OAフロア)	庁舎1階 客溜り(磁器タイル)	100.08㎡	床清掃	床面の除塵を行う 適正洗剤で洗浄する 乾燥後、適正ワックスを塗布する(2回)	年1回		
	検査場 更衣室(フローリング)	2.83㎡	床清掃	床面の除塵を行う 適正洗剤で洗浄する 乾燥後、適正ワックスを塗布する	年1回		
定期清掃 (OAフロア)	庁舎1階 庁舎2階	222.84㎡	床清掃OAフロア	床面の除塵を行う 適正洗剤で表面洗浄を行う 汚水を除去し、織り目を整えて乾燥させる ※周辺機器、床下のケーブル等に注意すること。	年1回		
定期清掃 (窓)	庁舎1階 庁舎2階 検査場	392.17㎡	ガラス清掃	適正洗剤でガラスの洗浄を行う ガラススクイージー等で汚水を除去する ガラス面隅やガラス周りの汚水をぞうきん等で拭き取る	年1回		

